

SAGA2024 国スポ玄海町ボランティア募集要項

1 趣旨

この要項は、玄海町で開催される第78回国民スポーツ大会「SAGA2024 国スポ」及びリハーサル大会（以下「大会」という。）において、町民一人ひとりが様々な立場で大会に関わり、円滑な大会運営を支えるとともに、全国からの来訪者をおもてなしの心でお迎えするため、ボランティアの募集について必要な事項を定める。

2 募集主体

SAGA2024 国スポ玄海町実行委員会（以下「町実行委員会」という。）とする。

3 募集内容

募集するボランティアは、次のとおりとする。

(1) 運営ボランティア

| 区分 | 主な活動内容 |
|---------|------------------------------|
| 受付・会場案内 | 競技会場における受付、案内及び資料配布等 |
| 休憩所 | 休憩所におけるドリンクサービス等のおもてなし |
| 弁当配布 | 弁当引換所での弁当配布及び空箱等の回収 |
| 会場設営・整理 | 競技会場における会場準備、来場者の誘導 |
| 環境美化 | 競技会場内外の美化、清掃活動、草花等の給水 |
| 駐車場整理 | 駐車場案内、交通誘導、シャトルバス及びタクシー乗降案内等 |
| 総合案内 | 案内所における案内、資料配布等 |
| その他 | 上記のほか、競技運営に関する活動 |

(2) 広報ボランティア

| 区分 | 主な活動内容 |
|---------|-----------------------------|
| 広報・PR活動 | イベント会場等におけるPR活動 |
| 記録収集 | イベント会場及び競技会場における写真・映像の撮影記録等 |
| その他 | 上記のほか、広報に関する活動 |

4 活動期間

ボランティア登録後、大会終了まで

5 応募要件

玄海町内に在住、在勤、在学している中学生以上の個人または玄海町に活

動拠点を有する団体で、活動場所までの往復並びに活動の遂行が可能な者。
ただし、応募時点で18歳未満の者については、保護者の同意を必要とする。

6 募集人数及び募集期間

募集人数及び募集期間は次のとおりとする。ただし、町実行委員会が必要に応じて適宜変更ができるものとする。

- (1) 募集人数 50人程度
- (2) 募集期間 募集を開始してから募集人数に達するまで

7 申込方法

登録申込書に必要事項を記入のうえ、町実行委員会事務局まで持参するか、郵送またはファクス、電子メール等により申し込む。ただし、保護者の同意が必要となる場合は、保護者の書面への押印が必要な為、持参もしくは郵送に限る。

8 登録・抹消

- (1) 応募要件を満たした応募者をボランティア会員（以下「会員」という。）として登録する。
- (2) 1人（1団体）につき1回の申請とし、二重登録は認めない。ただし、運営ボランティア・広報ボランティアの両方を活動内容として登録することができる。
- (3) 会員登録後に、活動区分の変更または追加をすることができる。
- (4) 会員本人または団体の申し出があった場合または、大会のイメージを損なう行為があった場合、町実行委員会の判断において登録を取り消すことができる。

9 活動日時、活動場所及び活動内容の決定

会員の具体的な活動日時、活動場所及び活動内容は、会員登録後に実施する希望調査等を参考に、町実行委員会が決定する。

10 研修

町実行委員会は、会員に対して、大会に関する認識を深め、円滑な大会運営を行えるよう、必要に応じて研修を実施する。

11 報酬及び交通費等

- (1) 活動及び研修の参加に係る報酬は無償とし、交通費は自己負担とする。
- (2) 会員であることを識別できる服飾及び昼食等については、必要に応じて町実行委員会が支給する。

12 保険

活動及び研修にあたり、「傷害保険」及び「賠償責任保険」に加入する。加

入に係る費用は、町実行委員会が負担する。

その他の活動における事故等については、町実行委員会は責任を負わない。

13 個人情報の取扱い

応募者の個人情報については、玄海町個人情報保護条例をはじめ、関係法令の規定に基づき適正に管理し、大会及び関係各種イベントの準備、運営のために使用し、それ以外の目的には使用しない。

ただし、応募時の登録申込書において、SAGA2024 実行委員会（以下「県実行委員会」という。）への情報提供に同意する登録者の個人情報については、県実行委員会からの要請に応じて提供することがある。

14 写真及び動画の取扱い

会員のボランティア活動時の状況が撮影された写真及び動画は、大会の活動結果を報告する目的の限りにおいて、町実行委員会のホームページ及びその他広報媒体に掲載することができる。

15 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。